

監 事 の 監 査 報 告 書

学校法人 玉手山学園

理事会 御中

平成 19年 5月 21日

監事 南元 隆志 

監事 神田 勇二 

私たちは、私立学校法第37条3項及び学校法人玉手山学園寄附行為第11条の規定に基づく監査報告を行うため、学校法人玉手山学園の平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を実施しました。その結果につき下記の通り報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たち監事は、理事会その他必要と認めた会議に出席するほか、理事から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、また、会計監査人（太陽A.S.G.監査法人）と連携を取り、財産目録及び計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

(1) 業務又は財産に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。

(2) 財産目録、貸借対照表、収支計算書は、会計帳簿の記載と合致し法令及び寄附行為に従い当該年度末における学校法人玉手山学園の財政状態を適正に表示していることを認めます。

以上